

国民健康保険の手続きを忘れずに

【問合せ】 市民課 国保年金係 ☎773・6661

春は就職や転職・退職、進学や卒業などにより、健康保険の資格が変わる場合が多くなります。国民健康保険（以下、国保という）の資格を変更する際は、変更のあった日から14日以内に、本人（同一世帯の人でも可）による手続きが必要です。忘れずに、市役所で手続きをしましょう。



窓口 市民課、大和・塩沢市民センター

| 手続きが必要なとき | | 手続きに必要なもの | |
|----------------------------|--------------------------|----------------------------------|--|
| 国保に加入する | 他市町村から転入した | 転出証明書 | 共通 マイナンバーカード または マイナンバーが確認できる書類 と本人確認書類 |
| | 勤務先の健康保険をやめた（被扶養者でなくなった） | 社会保険資格喪失連絡票（勤務先で発行） | |
| 国保をやめる | 他市町村に転出する | 国保の保険証 | |
| | 勤務先の健康保険に入った（被扶養者になった） | 国保の保険証、勤務先の保険証（または社会保険資格取得連絡票） | |
| 修学のため他市町村に転出する（転出届と同時の手続き） | | 国保の保険証、在学証明書（原本）または有効期限のある学生証の写し | |

※国保加入中に、名前や住所などの記載事項に変更がある場合も手続きが必要です。保険証をお持ちください

退職後、国保の加入手続きをする前にご確認ください（健康保険を選択できる場合があります）

| 加入する保険の選択先 | 保険料、国保税など |
|-----------------------|--|
| 退職前の健康保険を任意継続する（最長2年） | 保険料は、基本的に在職時の2倍（上限あり。被扶養者の保険料はかかりません） 手続きと保険料は、退職前の健康保険の保険者にお問い合わせください。 |
| 家族の健康保険の被扶養者になる | 保険料はかかりません。 被扶養者になる条件などは、健康保険の保険者ごとに異なります。詳しくは、家族の勤務先の健康保険担当者にお問い合わせください。 |
| 市の国保に加入する | 前年の所得により国保税を計算。（国保に加入する家族全員分で、国保税を算出） 国保税の計算などは、税務課 市民税係（☎773・6668）にお問い合わせください。 |

マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください

マイナンバーカードの保険証利用にはメリットがあります。

- ・薬剤情報の提供に同意をすると、データに基づく適切な医療が受けられる。
- ・限度額適用認定証などがなくても、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除。

マイナンバーカードの保険証利用について、詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



マイナンバーカード 保険証利用 🔍

厚生労働省ウェブサイト